

○財務省告示第三百三十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成二十八年十月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第六百四十回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。日本銀行による借換えのための引受け
四	発行方法	額面金額で三千七百七十八億七千万円
五	発行額	千円
六	最低額面金額	五万円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八	発行日	平成二十八年十月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき百円三十二厘

